

令和7年度海外ビジネス展開支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 国内市場が縮小傾向にある中、輸出に取り組む県内事業者を支援し、輸出拡大を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県商工労働補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助事業の種類及び対象者)

第2条 本要領に基づき交付する補助事業の種類及び対象者は、次表のとおりとする。
ただし、球磨焼酎を製造する蔵元は対象外とする。

補助事業の種類	対象者
海外展開チャレンジ事業補助金	新規に海外展開に取り組む又は既存の海外展開を拡大させる県内事業者(原則、輸出開始から6年未満の者)
輸出拠点強化支援事業補助金	農林水産物・加工品の輸出拡大に向け、県内の生産者やメーカーの商品をとりまとめて出荷する輸出拠点を構築し、輸出のすそ野拡大に取り組む県内事業者
輸出先進モデル育成支援事業補助金	・新たな市場開拓やコスト低減、非関税障壁への対応など、先駆的な取り組みを行う県内事業者 ※新規の取組みで申請する事業者を優先します。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、実施主体及び補助率又は補助金額は、要項別表のとおりとする。

2 前条の補助事業は重複して申請することができない。

3 補助対象経費は、補助金交付決定の日から令和8年(2026年)3月13日までに支出した経費とする。ただし、輸出先進モデル育成支援事業補助金については、令和8年(2026年)2月27日までに支出した経費とする。

4 次の各号に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- ・国、都道府県及び市町村等により別途、補助金、委託費等が支給される事業に係る経費
- ・施設整備等に係る経費(施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費)
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得費用等(事務用パソコン、プリンタ、タブレット端末、デジタル複合機、日本語パンフレットなど)
- ・経費の支払時に発生する振込手数料、代引き手数料(ただし、経費の支払先が振込手数料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引き後の額を補助対象とする)
- ・消費税及び地方消費税

- ・ 本事業に使用したものとして明確に区別できない経費
- ・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 海外での直接的な販売経費や原材料費に関する補填など、貿易歪曲化に該当する経費
- ・ 上記の他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費

（補助金の交付申請）

第4条 要項第3条第2項第1号に規定する事業計画書は様式1とし、交付申請に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- （1）交付申請書（要項別記第1号様式）
- （2）事業計画書（本要領様式1－（1）もしくは（2））
- （3）収支予算書（要項別記第2号様式）
- （4）経費積算の根拠資料（見積書の写し、料金表等）
- （5）事業実施主体の体制がわかる資料（規約、定款、企業パンフレット等）
- （6）直近2期分の決算書（損益計算書、貸借対照表）
- （7）その他（事業計画書補足説明資料等）

（補助事業の内容等変更）

第5条 要項第5条第1項に規定する変更事由は補助事業内容の主要な部分の変更または、補助事業対象経費の30%を超える増減が生じた場合とし、事業変更計画書は様式1を準用する。

（交付決定の取消し）

第6条 規則第9条第2項に規定する事由により交付決定の取消しを求める場合は、様式2によるものとする。

2 規則第9条第3項により準用する通知は、様式3とする。

（実績報告）

第7条 実績報告書の提出期限は、要項第9条第3項の規定にかかわらず、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は令和8年（2026年）3月13日のいずれか早い期日までとする。ただし、輸出先進モデル育成支援事業補助金については、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日または令和8年（2026年）2月27日のいずれか早い期日までとする。

2 実績報告に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- （1）実績報告書（要項別記第8号様式）
- （2）事業実績報告書（本要領様式1を準用する）
- （3）収支精算書（要項別記第2号様式を準用する）
- （4）補助対象事業の請求書及び支払いを確認できる書類
- （5）その他（事業の成果を確認できる書類等）

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和７年５月２７日から施行する。